

○幸田町省エネ家電購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭向けの電化製品（以下「家電」という。）であって、一定以上の省エネ性能を有するものを購入し、設置した際の費用の一部を予算の範囲内で補助することで、町民の地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげること及び電気、ガス等のエネルギー価格の高騰による町民の負担を軽減することを目的として交付する幸田町省エネ家電購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ基準達成率 経済産業省が定める日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネ基準達成率をいう。
- (2) 省エネ家電 省エネ基準達成率が100パーセント以上の家庭用のエアコン、電気冷蔵庫をいう。

(補助対象家電)

第3条 補助金の交付の対象となる家電（以下「対象家電」という。）は、次に掲げる要件を満たす省エネ家電とする。

- (1) 新品であること。
- (2) 家庭用のものであること（業務用ではないこと。）。
- (3) 令和5年4月1日以降に購入し、令和5年12月31日までに幸田町内の販売店において購入し、設置及び支払が完了したものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら購入した対象家電（リース又はレンタルは含まない。）を自らが住所を有する居宅に設置した個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条第1項の規定による補助金の交付申請をする日において町内に住所を有し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) 転売を目的として対象家電を購入した者でないこと。
- (4) 幸田町暴力団排除条例（平成23年幸田町条例第13号）第2条に定める暴力団及び暴力団員であると認められていない者であること。

(5) 本人及び同一世帯員がこの補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象家電の購入及び設置に要した費用（税込金額）とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに送料とする。ただし、家電量販店のポイント等を使用した場合は、ポイント値引き後の金額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を補助限度額とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 対象家電の品目及び台数は、1品目のみ、1台までとする。

4 補助金の交付は、対象家電の種類にかかわらず、補助対象者の属する世帯につき1回までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年6月1日から令和6年1月22日までの間（以下「申請受付期間」という。）に、幸田町省エネ家電購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシート（以下「領収書等」という。）の写し（次に掲げる事項が全て記載されているものに限る。）

ア 購入日

イ 購入店名（町内販売店名）

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用

(2) メーカー発行の保証書の写し（製品名及び型番が記載されているものに限る。）

(3) 設置場所が分かる書類の写し（購入した対象家電の納品日若しくは設置日及び納品先住所が記載されているもの等）

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第3号に掲げる書類は、対象家電を購入した販売店が発行する幸田町省エネ家電販売証明書（様式第2号）をもって代えることができる。

3 第1項の規定による交付申請書兼実績報告書の提出は、郵送又は窓口への持参によるものとする。（郵送の場合、申請受付期間内必着とする。）

4 第1項の規定による補助金の交付申請の受付について、予算の範囲を超えるときは、申請受付期間終了後、抽選を行い、交付決定予定者を決定するものとする。

5 抽選は、職員によるくじ引きにより行うものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、幸田町省エネ家電購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の交付決定に際して、条件を付すことができるものとする。

3 町長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び町税の完納状況の確認をすることができる。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、幸田町省エネ家電購入費補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 交付決定者が、補助金の交付を受けた対象家電(以下「補助対象家電」という。)の取得財産処分制限期間内に当該補助対象家電を処分しようとするときは、あらかじめ幸田町省エネ家電購入費補助金財産処分承認申請書(様式第5号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 補助対象家電の取得財産処分制限期間は、交付決定日から5年間とする。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りでない。

(1) 天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象家電を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により対象家電を買い替え、又は処分するとき。

(3) その他町長が必要と認めるとき。

3 町長は、第1項の規定による財産処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し、幸田町省エネ家電購入費補助金財産処分承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた補助対象家電を第三者に転売し、又は譲渡する等、本来の目的以外に対象機器を使用したとき。ただし、補助対象家電の取得財産処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
- (4) 補助対象家電を返品したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときには、幸田町省エネ家電購入費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（町による調査）

第12条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の申請者又は交付決定者に対して、対象家電の使用等に関する調査（補助対象家電の設置場所への入室等）を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、町長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。